

## 航空法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 航空機登録原簿の謄本、閲覧請求
- ② 手続根拠 : 航空法第8条の2
- ③ 手続対象者 : 特に制限の定めなし
- ④ 提出時期 : 謄本等の請求を申請したとき
- ⑤ 提出方法 : 申請書に航空機登録規則第8条にある必要事項を記載し、航空局総務課まで提出。
- ⑥ 手数料 : 登録免許税法により謄本、閲覧1通につき970円の登録免許税が必要となる。
- ⑦ 添付書類・部数 : なし
- ⑧ 申請書様式 : 航空機登録原簿謄本請求書、航空機登録原簿閲覧請求書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる航空局総務課登録担当官にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 :  
航空局総務課航空機登録担当官  
03-5253-8111 (内線48146)
- ② 受付時間 :  
午前 9:30～12:00  
午後 1:30～5:00
- ③ 相談窓口 : 提出先と同じ

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : なし
- ② 標準処理期間 : 受付後7日間
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

# 航空機登録原簿謄本交付請求書

航空機の登録記号 J A :	
請求数量	各 通

以上を請求します。

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

収入印紙  
1通  
970円

請求人

住所

氏名

(印)

# 航空機登録原簿閲覧請求書

航空機の登録記号 J A :	
請 求 数 量	各 通

以上を請求します。

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

収入印紙  
1通  
970円

請 求 人

住 所

氏 名

(印)